

平成30年第2回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○報告第22号、報告第23号の上程、説明、質疑	6
○議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	11
○議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	19
○日程の追加	26
○議長辞職の件	26
○日程の追加	27
○議長の選挙	28
○日程の追加	30
○副議長辞職の件	30
○日程の追加	31
○副議長の選挙	31
○常任委員会委員の選任について	33
○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	34
○議会運営委員会委員の選任について	34
○議会改革推進特別委員会委員の選任について	35
○一部事務組合議会議員の選挙について	36
○閉会中の所管事務調査の申し出	37
○閉会宣告	37
○署名議員	39

平成30年第2回(11月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成30年11月1日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 報告第22号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う損害賠償の額の決定)
日程第 5 報告第23号 専決処分の報告について(温泉の停止に伴う営業損失に関する和解及び損害賠償の額の決定)
日程第 6 議案第93号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)
日程第 7 議案第94号 工事請負契約の変更について
日程第 8 常任委員会委員の選任について
日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
日程第10 議会改革推進特別委員会委員の選任について
日程第11 一部事務組合議会議員の選挙について
日程第12 閉会中の所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 副議長辞職の件
追加日程第4 副議長の選挙
-

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 波多野 靖 明 君 | 2番 | 山 口 繁 君 |
| 3番 | 星 谷 和 馬 君 | 4番 | 間 野 みどり 君 |
| 5番 | 鈴 木 正 人 君 | 6番 | 下 山 祥 二 君 |
| 7番 | 杉 山 武 司 君 | 8番 | 三 田 忠 男 君 |
| 9番 | 青 木 靖 君 | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11番 | 小長谷 順 二 君 | 12番 | 小長谷 朗 夫 君 |

13番 西島信也君

14番 杉山誠君

15番 森良雄君

16番 木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 本多伸治君

教育長 西井伸美君 総務部長 伊郷伸之君

産業部長 堀江啓一君 建設部長 山田博治君

教育部長 金刺重哉君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 浅田茂治 次長 稲村栄一

主査 鈴木恵美子

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。5番、鈴木正人議員、6番、下山祥二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申し入れがありますので、これを許します。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

それでは、私から、去る10月4日に三島市役所にて開催されました三島市、伊豆市及び伊

豆の国市電算センター協議会運営委員会につきまして、御報告申し上げます。

豊岡会長の挨拶の後、議事が進行され、翌10月5日の電算センター協議会に提出される議案についての報告、説明がなされました。

提出議案は3市基幹業務システムのクラウド化についてで、概要としましては、現在3市で共同電算処理を実施している住民登録、税、国民健康保険、福祉系業務などの基幹業務システムの平成31年度契約満了にあわせて次期システムの運用をクラウド化するため、クラウド化導入計画を策定し、さらなるシステムの安定稼働と市民サービスの向上を図るためのものです。

ここでいうクラウドとはクラウドコンピューティングのことで、インターネットを經由してソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバーなどの各種資源を利用するサービスの総称で、一般的にはそれぞれの団体、自治体が個別にソフトウェア及びハードウェアを調達、運用する形態から、複数の団体、自治体で民間データセンターが提供するソフトウェア及びハードウェアを利用し、基幹系システムなどを共同運用する形態に移行することとなります。

国においては、平成21年に総務省において、官民間問わずクラウドコンピューティング時代のデータセンターの活用についての検討がなされ、自治体ではその導入について調査研究がされてきており、自治体クラウドは地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有、管理することにかかわって外部のデータセンターで保有、管理し、通信回線を経由し利用できるようにする取り組みで、複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るものとしています。

また、平成29年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017や、同じく平成29年5月に閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画において、地方公共団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗を管理することとし、総務省では、地方公共団体がクラウド化導入に向けた具体的な検討を進めていくために、地方公共団体におけるクラウド導入にかかるロードマップを策定し、推進しているところとなります。

さらに、平成28年12月に成立した官民データ活用推進基本法において、地方公共団体におけるクラウドの導入も基本的施策の一つとされ、クラウド導入等計画については、市の官民データ活用推進基本計画の一部として位置づけるように求められています。

県においても、県経営管理部ICT推進局ICT政策課が中心となって、平成29年度には行政経営研究会クラウド等ICTの利活用部会を開催し、県下の基幹業務システムのクラウド化を推進しています。

こうした国・県の自治体クラウドの推進がされる中、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センターの現行の基幹業務システムが、平成15年度にそれまでの大型コンピューターを使った汎用システムからオープン系システムに運用を変更したときに導入し、最新技術の導入と

機能の充実のため平成26年度に現在のシステムに移行したもので、各業務のシステム化とともに、その運用は単に業務を効率化するだけでなく、災害時の情報システム業務の継続性や国の推進する地方公共団体のクラウド化などが求められており、平成31年度に更新を迎える現在の基幹業務システムのクラウド化について検討する必要性が出てきました。

クラウド化の導入の検討に当たり、ことし6月8日に3市の情報システム担当課職員を委員とする検討部会が設置され、次期システムの選定については、1、各市がサーバー等の資産を所有せず、サービスを提供できるシステムであること、2、データ移行費など多額な経費をかけずにできる限り現行の運営費に同等程度であること、3、業務効率や市民サービスの低下を招かないことの3つのポイントを考慮し、4回にわたる検討部会議にてさまざまな検討がなされました。

主なものとして、クラウド化の移行に伴う効果と課題の整理、3市職員の現行基幹業務システムのユーザー満足度調査、県内他市のクラウド化及び基幹業務システムに関する調査、現行システムのクラウド化に係る運営経費の試算などで、県内23市のクラウド導入状況は、2017年平成29年以前に導入済みは6市、2018年は焼津市の1市、2019年平成31年は三島市、伊豆市、伊豆の国市、島田市の4市であり、残る12市も2023年度までには導入する予定だそうです。

また、人口規模別の住民一人当たりの運用経費は、三島市、伊豆市、伊豆の国市とも県内の同一規模の市に比べて安くなっているそうです。現行の基幹業務システムをクラウド化した場合の運営経費も機器の調達や保守などの資産投資が不要であるため、現行に比べて3市で合わせて800万円、伊豆市分は200万円の経費削減が見込まれるとのことでした。

次期基幹業務システムの選定に当たっては、現行の株式会社SBS情報システムのシステムに特段のふぐあいがなく、現行システムを別のシステムに変更することに伴う高額な移行費用や担当職員の労力をかけるメリットがないこと、各市のマシン室のサーバー等の機器が削減でき、システム担当者の負担の軽減に資すること、データセンターは堅牢なセキュリティとファシリティが確保され、災害時でも業務が継続できること、運用経費は他市と比較して適正なシステム経費であること、常駐員による迅速な保守対応など現行の運用支援を継続できることなどを理由として検討した結果、次期基幹業務システムは現行システムをクラウドのシステムとしてサービスの提供を受ける形態で更新するものとし、本年2018年11月にキックオフ、2019年10月よりクラウド化に移行する計画としました。

また、次期システム更新以降のシステムの更新、つまり2024年度以降の方向性については、地域情報プラットフォームに準拠していないシステムの見直し、各市にサーバーが残っているシステムのクラウド化、国際標準化された約6万文字のフォント採用、事務手順の見直し等を調査研究して標準化を進め、さらなる経費削減に努めることとしました。

以上、事務局からの報告、説明があり、協議会への議案の上程が承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合臨時会について、報告の申し入れがありますので、これを許します。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。14番、杉山誠です。

過日、伊豆の国市で開催されました平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本組合議会は、平成30年10月23日、伊豆の国市役所長岡庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員及び管理者である伊豆の国市長、副管理者である伊豆市長並びに関係職員出席のもと開催されました。

本会議では、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案第7号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）が議題とされました。

本議案は、平成30年5月9日開催の組合議会臨時会での補正予算議案の否決を受け、債務負担行為限度額を減額し、補正予算（第3回）として上程されたものであります。補正予算の内容としましては、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備運営事業について入札公告を行うため、平成31年度から平成54年度までの24年間の期間で、206億6,736万円を限度額とし、債務負担行為を設定するものであります。

質疑通告に基づき、間野みどり議員、波多野靖明議員、笹原恵子議員、田中正男議員、西島信也議員からそれぞれ質疑がありました。

質疑の後の討論では、賛成、反対それぞれ2名の議員が討論を行い、採決の結果、賛成5、反対2の賛成多数で本議案は可決されました。

以上で平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第22号、報告第23号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第4、報告第22号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う損害賠償の額の決定）及び日程第5、報告第23号 専決処分の報告について（温泉の停止に伴う営業損失に関する和解及び損害賠償の額の決定）の2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

報告第22号について、提案理由を申し上げます。

本件は平成30年7月に発生しました市有財産の管理事故について、相手方と損害賠償の金額が決定し、平成30年10月1日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

詳細について、産業部長に説明をさせます。

報告第23号は、平成30年9月6日に発生した温泉の停止に伴う営業損失に関し、相手方との和解及び損害賠償の額が決定し、平成30年10月2日に専決処分をいたしました。本件について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細について、建設部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

○産業部長（堀江啓一君） おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第22号につきまして詳細に述べさせていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

まず、管理事故が発生した場所でございますが、道の駅天城越えの駐車場になります。図面の右側、縦に走っていますのが道路になり、国道414号になります。上側が湯ヶ島方面、下側が下田方面になります。

図面中央少し下側が道の駅の入り口になり、すぐにロータリーがあります。図面左側がちょうど正面に当たり、そこが昭和の森会館になります。そこからバス駐車場を過ぎまして、その先が一般車の駐車場となり、その1カ所でありまして赤丸をつけた場所が駐車スペースで事故が起きたところでございます。

3ページをお開きください。

事故の発生日は、平成30年7月18日午後3時ごろになります。

相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、相手方の車両が駐車場の区画内に駐車しようとした際に、車どめブロックを固定するために埋設してありました鉄筋が5センチほど上部に突出していたために、相手側車両の前側バンパーが破損したものでございます。これにつきましては、お配りしました写真のとおりでございます。

この場所は駐車場場所としての使用頻度が高く、アスファルト面と車どめブロックをとめておりました接着剤が剥がれてしまい、動いたために鉄筋が露出し事故があったものと考えております。

損害賠償の金額としましては、16万5,120円になります。

駐車場の日常点検でございますが、この施設が静岡県の施設であることから県有財産無償貸付契約に基づきまして伊豆市で管理しており、道の駅天城越えに常駐する職員が週1回程度見回りを実施しておりましたが、今回の状況については把握できていなかったということ

でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、報告第23号 温泉の停止に伴う営業損失に関する和解及び損害賠償の額の決定について補足説明をさせていただきます。

議案書の7ページ、8ページをごらんください。

まず、発生場所は、8ページにあります土肥地区の小土肥温泉となります。

事故の概要でございますが、今年度発注した小土肥の源泉水中ポンプ入れかえ工事を当初予定断湯日9月4日から9月6日午前9時から2日間に変更し施工しましたが、相手方に温泉の配湯を停止する日の変更を通知しないまま工事を実施したことにより、当日、宿泊客が入っていた相手方の業務に損害を与えたというものでございます。

損害賠償でございますが、7ページに書いてあるとおり57万8,266円、和解及び損害賠償の相手方ですが、記載に書いてあるとおりでございます。

土肥地区では施設維持管理のために断湯日を年度計画で決めており、この小土肥地区につきましては年4回の断湯日を設けております。その断湯日にあわせ、9月4日に工事を予定していましたが、1日では工事施工が難しいため日にちを変更し、9月6日、7日で工事を行う計画を進めておりましたが、日にちの変更を相手方に通知しないまま温泉を停止したことが損害の原因であることを認め、相手方と合意したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

まず、報告第22号について、発言はありませんか。

発言がありますので、許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

報告第22号のほうなんですけれども、要するに車どめのところに鉄筋というんですか、それが出ていたということです。週1回程度、巡回管理をしていたということなんですけれども、これからどういうふう管理、ここは非常に広いところですからまたこういうことが起きる可能性があるわけですから、できたばかりでないですから、いわゆる老朽化しているところですから。どういうふうこれから管理をしていく予定ですか。

それから、いつからこういうふうに出ていたのかこれ確認できていなかったというようなことおっしゃっていましたが、そういうことなんでしょうか。

2点です、なぜ確認できていなかったかということと、それからこれからどういうふうに管理していくのか、要するに再発防止はどういうふうにしていくのかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 今までは週1回程度ということで話をさせていただきましたけれども、やはりこれから施設自体も古くなっているのは議員御指摘のとおりでございますし、やはり落ち葉であるとかいろんなものが落ちてくる時期でございますので、できれば毎朝1回点検をする形では指示していきたいと考えております。

また、出ていることにつきましては、私たちも駐車場とか私、別館のほうにいますけれども、駐車場のその歯どめにつきましてはなかなか見る機会というんですか、毎日見るようなことはありませんので、できればその辺につきましては今回把握できていませんでしたので、今回、点検とともにその辺を見るような形で指示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再確認ありますか、よろしいですか。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんでしょうか。

〔「報告第22号はなし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 報告第22号はなしと認めます。

それでは、報告第23号に移ります。

報告第23号についての質問はありますでしょうか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

きょうはこれしか持ってこないですけども、質問していいですか。前回の一般質問では市長、答えなかったけれども、議長は答えさせようとしなかった。

この件について、私は毎回言っているんだ、民営化しろと。何で伊豆市が特別会計までして温泉運営しなきゃならないのか。これに該当するあれです、この事故は。

皆さん、今、働き方改革行われておりますけれども、先ほどの報告第22号も同じです。あそこを毎日掃除している人がいるはずだ、私、見ている。掃除している人はごみしか見ていないの。車どめのブロックが外れていたらおかしいというような、自分に関係のない仕事は関係ないんですか。皆さん、働き方改革、今、日本中で騒いでいるわけ、民間企業はどこ会社だって働き方改革しようとしていますよ。根本は何だと思えますか。決められた仕事だけやってりゃいいというものじゃないよと、掃除のおばさんは掃除だけしてりゃいいというものじゃないよと。車どめがおかしかったら、すぐ関係者に……

○議長（三田忠男君） 森議員、報告第23号でお願いします。

○15番（森 良雄君） だから、報告第23号言っているんだよ。

〔「言っていない」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 議員の皆さん、そんなこと言っているから働き方改革が進まないんです。

何でこれが民宿だか旅館だか知らないけれども、連絡できなかったんですか。報告第23号、温泉とまったということでしょう。

〔「掃除関係ない」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 何を言っているんだ。木村議員、そんなこと……

○議長（三田忠男君） 森議員、報告第23号でお願いします。

○15番（森 良雄君） では、黙らせなさい。

○議長（三田忠男君） お静かに願います。後でやってください。

○15番（森 良雄君） いいですか、議員の皆さん、笑い事じゃない。いいですか、これが上水道だったらどうだと思いますか。上水道のバルブとめちゃった、これ温泉だからまだいいようなものの、大体工事やる人がいつからとめますということの関係施設に連絡していないというのは一体どういうことなんですか。

○議長（三田忠男君） 森議員、すみません、この議案は確認事項のための発言ですので、意見とか一般質問ではございません。

○15番（森 良雄君） 確認事項です。市の担当職員が何で業者に発注するときに伝えないんですか、とめるところはちゃんとと言いなさいよと。この中には工事業者の人もいませんか。常識です。だから、私は水道のことを例を出したんです。水道のバルブとめるんだったら……

○議長（三田忠男君） 水道は結構ですので、温泉でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 何を言っているんだ、温泉だって同じなんだ。

○議長（三田忠男君） いや、同じじゃないです、ここは報告第23号ですので。

○15番（森 良雄君） どうしようもないな、この議会は。

皆さん、そう思いませんか、温泉だって同じ。温泉をとめる……

○議長（三田忠男君） では、なぜ温泉がとまったかという質問でよろしいですか。

○15番（森 良雄君） なぜ受けるほうに連絡しなかったのか、常識でしょう、これ。そう思いませんか、皆さん。

○議長（三田忠男君） 森議員はまず第1点がなぜとめなかったかという確認事項ですね。

ほかに確認事項ありますか。

○15番（森 良雄君） なぜ業者にそういうことを指導しないのかということですか。

○議長（三田忠男君） なぜ指導しないか、2点目です。

○15番（森 良雄君） 業者はなぜ……笑い事じゃない、みんな笑っているけれども、これが伊豆市の現状なんです。業者が温泉とめますよとなぜ言わなかったのか、そんな業者にな

ぜ発注したんだと。

○議長（三田忠男君） では、3点目になぜそんな業者に発注したか。よろしいですか。

議員も笑わないで聞いてください。

○15番（森 良雄君） まだあります。私、土肥というのも1カ月に一遍行くか行かないかですけれども、やっているかやっていないかわからないような旅館は結構あります。この業者、営業していたんですか。どのぐらいの当日予約があったのかどうなのか、損害の算定というのはどういうふうにしたのか、以上3点お伺いしたい。終わり。

○議長（三田忠男君） 3点でいいですか、4点になりますけれども、3点ですか。

○15番（森 良雄君） では、4点お願いします。

○議長（三田忠男君） もう一度再確認してください。いいですか。

損害賠償の中身も含めてください。

それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） とめなかったかというその質問ですけれども、発注した市の職員担当がその辺の連絡を要するに失念したということで、その発注した業者とは1カ月前、8月3日にちゃんと打ち合わせしました。打ち合わせした中で、その温泉につきましては、発注者である市のほうが温泉組合を通じて小土肥の地区に連絡するという方向で協議を進めております。その中で担当職員が失念ということで忘れたところを、業者はまずそれを確認してそこでやっていると思って段取りを進めたというところで、こういう事件が発生したということでございます。

当日の宿泊は書いてある旅館でございますけれども、人数が35名宿泊しておりました。内訳としましては、大人が33人、子供が2人ということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再確認ありますか。

○15番（森 良雄君） ありません。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第22号及び報告第23号を終わります。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第6、議案第93号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第93号について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年夏の猛暑を受け、市内の小中学校で空調設備が未整備の普通教室にエアコンを設置するため、整備工事に必要な実施設計の費用2,100万円を増額し、歳入歳出予算額を177億1,227万円とするものです。

あわせて財源の一部として学校教育施設等整備事業債を借り入れるため、地方債の補正をお願いするものです。

詳細について、教育部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） おはようございます。

それでは、議案第93号 平成30年度一般会計補正予算（第3回）について、今回は教育部所管事項でございますので、私のほうから内容について御説明を申し上げます。

議案書は18ページ、19ページ、こちらの歳出から御説明を申し上げます。補正予算の資料のほうにも概略が書いてございますが、あわせてごらんいただきたいと思っております。

今回の補正でございますが、先ほど市長申したとおり、9月議会のほうでも御質問、御要望いただきました学校現場のほうでも不服をいただいたり、保護者の方々も要望いただいております。市内の全小中学校で空調設備が未設置の全ての普通教室に空調施設整備と受電施設でありますキュービクル等の電気設備の設置工事、また配管、配線整備等に必要な実施設計の費用をお願いするものでございます。

内訳でございますが、議案書のほうは18、19ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳出の小学校管理費10款2項1目でございます。13節の委託料としまして、小学校エアコン整備事業ということで1,400万円、こちらは市内の修善寺地区4小学校、中伊豆小学校、天城小学校の6校の53の普通教室、1つの特別支援学級も含まれますが、こちらへの整備工事発注のための実施設計委託料でございます。1,400万円をお願いいたします。また、10款3項中学校費の13節委託料としまして、修善寺中学校、中伊豆中学校、天城中学校の24の普通教室への整備の工事発注のための実施設計委託料としまして700万円をそれぞれお願いするものでございます。小中合わせまして78の普通教室への整備を考えております。

なお、土肥小中については、全てエアコン等は整備済みでございます。

次に、歳入につきましては、戻っていただきまして16ページ、17ページでございますが、先ほど市長から御案内のとおり、今回の財源についても国が学校教育施設整備事業債という起債が利用できるということでございますので、こちらを活用しまして小学校、中学校それぞれ合計で1,570万円の修理補正をさせていただきます。残る財源については繰越金を充て

るということで、それぞれお願いするものでございます。

本予算御承認の後、直ちに実施設計等の委託作業に着手いたしまして、過日、市長が基本方針でお示ししました来年の夏までに多くの整備ができますよう、本整備工事に係る予算につきましても改めて12月議会で御審議いただく予定でございます。できるだけ早く工事を進めてまいるための設計費ということで、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第93号について質疑を行います。

まず初めに、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

1つ目にお尋ねします。

確認しながらということになるんですけども、エアコンをどの教室につけるのかということで、今、全部だというふうに理解したんですが、以前のときにエアコン設置については小学生1年生から3年生までと中3までを来年の夏までに一応やっていきたいと、その以外については後ほどまた検討したいという話だったんですが、きょうのお話とそうじゃないのかなとちょっとわからないものですから、前の答弁との整合性をお願いしたいので、確認です。

2つ目です。

歳入の関係についてお尋ねします。国のほうがこのエアコン設置について、ある意味では国民の要求というか学校側の要求、子供たちの願いに応えるようにということで補正予算も組んでいるというふうに理解したんですが、国が示しているいわゆる地方交付税制度等々についての制度の説明をもう少し詳しく説明していただけたらありがたいです。そうすると、自分たち自身の伊豆市にとって幾ら必要なのか財源がもっとはっきりするのかなと、いわゆる事業債の交付税措置のかさ上げがあったとかなかったとかというような話をちょっと私、

知識得たものですから、その2つです。よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、まず1点目の先ほどの夏までに優先的に小学校の低学年1年生から3年生と中学3年生を段階して、それ以降も順次というような以前は報告いたしましたけれども、今回、この実施設計でお願いするものは来年度、目標は夏まででございますが、全ての要するに小学校1年生から6年生、中学校の1年から3年生まで全ての教室に整備するために必要な実施設計費ということでございます。

それから、すみません、起債等については詳細等は承知しておりませんが、今現在、国のほうでもきょう臨時国会で審議中でございます。本件に係る地方交付税、今回、交付金という制度が創設されるようございますが、こういったものを踏まえて財務課のほうで学校教育施設整備事業債というような制度、こちらのほうは制度上75%の財政措置、それからその半分が交付税というようなそういうような制度もございますので、そういったものを活用して現在は検討しているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つ目のこと確認しながらということですか。

前とは違うよと、全部だよと、そうすると、当然、事業者によって間に合うか間に合わないかということは決定づけられると思うんですけども、教育委員会としては夏暑くなる前までに設置をするんだよという意気込みで事業者に当たるということですよ。

それから、2つ目です。

すみません、制度自体が総務部長のほうがいいんですか、もうちょっと詳しく。一般的なことで今言った事業債75%とか交付税措置があるんですけども、もっと詳細、すみませんお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

まず、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、我々としてもできるだけ早く今回の国のほうの財政措置等も踏まえて、県下の市町でも既に9月補正で対応しているところもございまして、この11月議会等でこういう設計費からということもございまして、先駆けてこの予算を確保させていただいて、本予算についても改めて御審議いただきますが、できるだけ早く環境整備したいというのが基本的な考えでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 財源の関係ですが、まず今回の補正予算の財源につきましては、先ほど教育部長おっしゃられたようにまだ国の交付金補正予算が成立しておりませんので、現時点では地方の単独事業としての起債額を上げてございます。こちらは学校教育施設等整

備事業債で地方単独事業として、充当率が75%の交付税措置50%を見込んで計上しております。

先ほど議員おっしゃられた今現在、国が補正予算で考えている新しい制度ですが、国等の資料によりますと、新制度として一応今度は考えていると。平成30年度の補正予算限りで新制度を考えていると、交付金の算定割合が3分の1、通常の今までの起債ですと、その補助残については75%の充当率の30%の交付税措置、それを今回のエアコンだけに限らずブロック塀の撤去などの特例交付金につきましては3分の1交付金で、その補助の裏は起債充当率が100%です。そして、交付税の措置が60%ということで、今、国のほうは補正予算のほうを審議されていると伺っております。

当然、この交付金の対象になればまた補正予算で歳入のほうの補正を組ませていただく。ただ、ここで交付金見込んでしまいますと、もし3分の1割れとかになると発注した後に歳入決壊になってしまいますので、まずは地方単独、市の単独としての予算を計上して発注をさせていただき、その後、国の内示等をいただいて今説明したような内示がいただければ補正予算で歳入を補正させていただくということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） わかりました。確定されていないもので、上程はされたようですがけれども、そういう制度自体を総務部長言うようにブロック塀含めてもつといわゆる国が支援するということだと。

そこで、1つだけすみません、お尋ねします。

今、教室が中心になってずっとやっているんですけども、災害の兼ね合いがあつて国は体育館もということでこれまだ確定していません、方針上出ているんですけども、伊豆市として体育館も含めてということまでは今回は至っていないということでよろしいですね。体育館にエアコンを設置するということまで行かないということでもいいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） そのとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

半分木村議員が質問していただいたんですけども、もう少し質問させてください。

78台ですか、予定だということですけども、特別教室はこれで全て入るのかどうなのかということが1点確認したいです。

それから、エアコンの調達ができるのかどうなのかというのが僕は一番問題だと思うので

す。まず、2番目にこの辺どのような状況なのか伺いたい。

それから、これは実施設計ということです。実施設計の納期はいつまでと考えているのか、これを伺いたい。

それから、この予算とはちょっと一段上りっちゃうかもしれないですけども、エアコンの導入はこの夏までに可能と思っているかどうか伺いたい。

調達について、どのように動いているのかどうなのか。普通、民間、私の家の近くにはヤマダ電機がありますけれども、ちょっと遠いところにもう一つノジマがありますけれども、盛夏のころについては本機は売り切れとかそういうのがことしの状況です。扇風機までなかなか希望の扇風機は入らないと、これ全国の小中学校がエアコンを導入するというふう動き出したらば、恐らくメーカーの生産台数が間に合うのかどうかということまで行くんじゃないかと思うんですけども、その辺まで考えているかどうか、できれば市長の交際範囲の大きいところでメーカーと直接、伊豆へ100台を入れろとかそういうことまでやっているかどうか。一番の問題はエアコンが調達できるかどうかだと思うんですけども、以上、大まかに言って3点、お答え願いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えいたします。

まず、特別教室へのエアコンの導入でございますが、今回は普通学級の特殊支援の学級が1教室まだ未整備のところがございますので、こちらは整備をいたします。

議員御指摘の多分、特別教室というのは図画だとか音楽とかというそういう特殊系だと思いますけれども、基本的には図書室、それから音楽室等にはエアコン等は入っております。あとパソコン室、こういった空調が必要なところについては既に入っておりますが、今回の実施設計のほうには入ってはおりませんが、これから作業を進めていく中でそういうある程度、追加ができるような受電設備のことも含めて検討したいというふうには考えております。

それから、エアコンの調達、本当にこれがやはり一番の課題でございます。我々としても複数の市町、いろんなところからも引き合いがありますので、できるだけ早くまず機種を特定をしたいと思っております。特定して恐らく学校側の先生方等の意見をいただきながら機種の特定制をとにかく急いで、まずそのための予算を12月補正予算で確保させていただいて発注をさせて確保すると。

もう一つ、先ほどの受電設備がこれは受注生産でございますので、こちらのほうもできるだけ早くその確保のための工事の業者、そういったものについての準備をしてまいりますので、今の時点では、できるだけ早く夏までに一つでも多くの教室にエアコンを設置したいというところでございます。

どうしても間に合わない場合等については、学校側のほうで既存の先ほどの入っているエアコン教室等を活用する等で賄うとか、今ある受電施設のほうでも若干余裕のあるキュービ

クルがございまして、そういったものでついているエアコンから順次、仮設的なものですが、稼働するということも含めて検討しております。目標は夏までにということですが、最大限努力をしております。

それから、今回、議会の御承認いただきましたら直ちに委託に向けての作業を進めてまいります。当然入札等作業が必要でございますので、この中で工期等を決めてまいります予定でございます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まだ補正予算が国のほうが通っておりませんので、現時点で私が承知している状況について御報告申し上げたいのですが、817億円、財務省は本年度に限り特別の措置ということのようです。そして、新たに設置するところ、それからリースは対象外、ただし既にリースで設置してあって、今年度買うものについては出すというような非常に複雑な条件になっているわけです。そうすると、私どもとしては一体全国にどれくらいリースで設置されているのか、新設するところとリースを買い取りに変えるところがどれくらいあるのか全くわからないんです。それから、817億円でそういった幾つかの種類がある空調設備の中でどれくらいが新規発注になって、どれくらい賄えるのかも実はわかりません。したがって、その動きの中で平成31年度予算になったときにはとても間に合わないのでは、31年度もという要求が出るのか出ないのかもさえ正直言ってわかりません。

したがって、先ほど総務部長からありましたように、現時点で伊豆市として対応すべき措置をとらせていただき、そしてこの後については全国の動向を見ながら足りるのか足りないのか、間に合うのか間に合わないのかという判断がもう少し後で出てくるんだろうと思います。そのようなまだ不透明な状況でございますので、来年の今ごろ、ひょっとしたら別の状況が起こっているかもしれないということは御理解を賜りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） まず、実施設計の納期はいつなんですかという、当然、設計出すんですから納期いつまでにやってくださいと出すんでしょう、それをお答えください。

それから、市長さんの答えは答えになっていない。私が聞いているのは、来年の夏にエアコンが設置できるのかどうなのかなんです。市長さんに言いますけれども、そんな考えじゃ来年の夏までに間に合いませんよ。競争になることはもう目に見えているんだ。エアコンを受電設備も受注生産ということになると、学校ぐらいたったらでき合いもあるのかなというふうに考えますけれども、受注生産だったらメーカーはどのくらいの納期を要求してくるか、そのくらいは調べて実施設計出すべきだと思うんですけども、まだその辺調べていないのかなと。

それから、私は市長の答え聞いていると、これはもう来年の夏はもう見込みないんじゃないかなというふうに僕は判断しますが、現時点でも恐らくエアコン本体がとり合いに

なっているはずなんです。ぜひ押しあけてエアコン本体を確保していきますよというような市長の意見でもあればお答え願いたいと思います。

以上、答えられるものがあったら答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 本当、森議員御心配のとおり、我々としてもその点一番懸念をしているところでございますので、できるだけ早く実施設計、当然のことながら設計書の作成から詳細設計も発注できるまでの準備をできましたら12月補正等の御承認をいただいて、1月以降に工事発注等の入札等そういったものを予定しておりますので、逆算しますと12月できるだけ早い時期に設計書を仕上げたいということを目指しております。

○議長（三田忠男君） もう1回あります。3回目あります。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今、部長さんがおっしゃったことは実施設計の発注、僕はここで承認受けたらすぐ出しちゃってもいいと思うんだけど、それで納期いつだというふうに強気で言ってください、伊豆市が発注するんだと。ぜひ納期まだわからないんだったらいいけれども、わかっているんだったらお答え願いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 現在ではすみません、これから契約部局と調整しまして、法にのっとって適正にするようにしてまいりたいと思いますので、その点について御了解いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第93号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第7、議案第94号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第94号について、提案理由を申し上げます。

本年3月22日に契約締結の議決をいただきました旧湯ヶ島小学校耐震改修に係る工事請負契約につきまして、工事を進めていく中で内容の追加や変更が生じ、既定の契約額に1,781万3,520円を増額するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第94号の補足説明をさせていただきます。

ページにつきましては、23ページの図面のほうをお願いいたします。

今回の旧湯ヶ島小学校の耐震改修工事でございますが、新築の工事とは違いまして既存の校舎の改修ということで、現場に入ってみて新たにわかること等がございました。なかなか現場あわせをせざるを得ないというような部分もございましたので、今回変更をお願いするものでございます。

主な変更の内容でございますが、図面の横で見ていただくとちょっと北の向きが右になってしまうんですが、外構図のまず現天城湯ヶ島支所、旧幼稚園の園庭との間に階段設置という赤く書いてあるところがございます。こちらは今後、改修後に小学校が市民活動センターとなるわけでございますが、現天城湯ヶ島支所コミュニティセンターとしての機能、それと市民活動センターとしての旧小学校、こちらの利用者の利便性を考慮しまして、双方の施設の行き来を容易にするために支所の敷地内に新たに鉄製の階段を設置するものでございます。

また、その下の樹木の伐採撤去と書いてあるところでございますが、こちらも現在、桜や雑木等大分生い茂っております。当初、剪定等の程度の施工を考えておりましたが、やはり支所のほうから見た場合とか校舎が半分壊れてこの空間を見た場合、相当生い茂っているというイメージが強く出てきました。この敷地内の景観や天城湯ヶ島支所との一体感、また今

後ここも駐車場として活用する予定でございますので、落ち葉清掃などの管理も考慮しまして、この現在の支所の駐車場との間の樹木につきましては伐採し撤去することと考えておりますので、そちらの経費を追加させていただくものでございます。

次に、体育館の下側の樹木の剪定と書いてあるところでございます。こちらは工事発注後に協議する中で、現在この体育館、指定避難所となっておりますが、防災上の観点から残った校舎の北側、グラウンド側に学校の倉庫がございまして。この倉庫を新たに防災倉庫として再利用するために体育館の裏側へ移設することといたしました。この移設に伴いまして、この体育館のL字型に赤く書いてあるんですが、そこの樹木の伐採や剪定などの工事を追加させていただきたいものでございます。

次に、資料の24ページをお願いいたします。

建物内の主な変更箇所でございます。

まず、一番下に書いてございます1階平面図の一番右側、調理室でございます。こちら調理室につきましては当初設計でガス管、水道管の配管につきましては床の一部を剥がして配管して、その後その剥がした床を研磨して仕上げるという予定でございました。いろいろ協議していく中で今後この調理室のメンテナンスのしやすさ、これを考えまして床の高さを10センチ上げて現床との間に配管したいと、市役所でいうOAフロアのような形で一段上げたところの中に配管すると。これによりまして、今後仮に調理室内のレイアウトを変更したいような場合にも床をいじることなく配管をし直すことができる、また露出する配管による段差等を招くこともなくなるということできさげをして、その仕上げに研磨の処理からフローリング張りに変更させていただきたいという変更でございます。

次に、2階と3階に防火シャッターの取りかえと記載してございます。この2階と3階の既存の防火シャッターですが、当初この既存のシャッターを使う予定でございましたが、型式が大変古く、また長年の使用により劣化が相当激しくなっておりました。現地で詳細な調査をした結果、防火シャッターが作動しないなど一部ふぐあいがあることが判明いたしました。仮に修理しても相当な修繕費を要して、今後この形のシャッターの部品もなくなるおそれがあるということから、新たに現在の熱感式のシャッターから煙を感知する防火シャッターに取りかえたいということで、この防火シャッター2基を新たにお願いしたいと考えております。

続きまして、図面のほうには記載はございませんが、各階の室内の換気について変更をお願いしたいものでございます。また、その変更に伴いまして窓側に設置するカーテン、これを新たにお願いしたいと考えております。

今回の工事の設備工事の換気のダクト、これを天井裏に設置して窓側のはりにコア抜き、穴をあけて外に出すという当初予定でしたが、躯体と天井の高さの間が想定よりも狭かったということでそのダクトの配管ができないということがわかりまして、天井の高さを下げて空間をつくりました。ただ、そのダクトを配管して、そのまま躯体へ穴をあけて抜くことも

やっぱりできませんでしたので、窓側のダクトを一部露出して窓に抜くという変更が生じました。このダクトの露出によって、今度、カーテンを設置するのに通常カーテン等は工事じゃなくて備品の中で設置するという当初計画でございましたが、どうしても露出したダクトにあわせてレールとかカーテンを加工しなきゃならないということで、今回、当初、備品購入で考えていたカーテンにつきましてこの工事の中でやりたいということで、新たにカーテンとレールについて追加をさせていただきたいというものでございます。

次に、1階の真ん中あたりの部屋に地域づくり協議会の活動拠点があるのでございますが、こちらの部屋につきましては既存のエアコンがあります。ただ、これは以前、校長室で使っていたものを移設して再利用しておりました。当初の計画では、このままエアコンがあるということでそのエアコンを利用する計画でございましたが、昔の校長室で使っていたものということで機種も大変古くて、部屋の面積に対応できる能力もないということと、あと、ここの新しい市民活動センターの全館のエアコンにつきましては、消し忘れがないように管理人室で全館のエアコンのスイッチを消すことができるような集中リモコンで対応することとしておりますので、この地域づくり協議会のエアコンにつきましても型式や能力、そしてその集中管理に対応できるよう、こちらのエアコンを新たに設置をさせていただきたいというものでございます。

主な変更点は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。2人ですか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

簡単にお聞きしたいと思うんですけども、議案第94号について質問させていただきます。菊地市長になってから樹木の伐採が非常に多い。駅北あたりは丸坊主になっちゃったというようなところもある。ここで桜の木もどうも話の内容からいくと剪定じゃなくて、伐採しちゃうというようなお話なものでお聞きしたいんですけども、今まではソメイヨシノとい

うのは寿命60年と言われていたんですけれども、最近は手入れ次第で育て方次第で100年でも生きると言われているんです。

ですから、まず1点確認したいのは、校舎の入り口の左側だったか桜の大木があったと思うんですけれども、あれは生き残るんですよね。それ1つ確認します。

それと、ここで伐採する樹木は何本になるんですか。それを確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、桜の伐採でございますが、正門入って支所、今の駐車場側は雑木含めて伐採をさせていただきたいと考えております。ただ、正面入って旧湯ヶ島小学校はすごいシンボリックな桜の木があります。そちらは当然残して、下も少しきれいにする予定となっております。

桜を含めた伐採する木の本数については、すみません、また後ほど、現在、詳細は私持ち合わせてはおりません。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 質問したいけれども、後で聞きに行きます。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質問は終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第94号 工事請負契約の変更について、2つお尋ねします。

1つ目です。

増加する額約1,800万円ですけれども、さらにこの図面にはない新たな工事がプラスされた分についてはよろしいです、エアコン等々ありましたけれども、財源の割り振りというか、ちょっと教えてください。どこに幾らかけるからこういうふうになら約1,800万円になったのかお尋ねします。

2つ目です。

防火シャッターの取りかえは2カ所あるんですけれども、型式が古いという説明でもう老朽化している、部品がなくなるかもしれないと今後壊れたらということはわかったんですが、そもそもこの校舎は御存じのように相当古い。だから、耐震の問題とかいわゆる老朽化しているから壊そうかと話になったんです。その中に防火シャッターがあるわけですから、当初ごめん、これはちょっとやってみて初めてわかったのかどうかわからないんですけれども、型式が古いというのは当然のことだと思うんですね、古いんだから。ここだけがさらに追加になったよという理由がいまいちわからないもので、というのは最初にこれをどうしようかといったときにこの校舎は古いですよね、だから防火シャッターも当然古いわけです。本来、

契約時に入っていたのかなと思ったら新たにということだから、その説明を少しお願いしたい。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防火シャッターについてですが、当初、設計では今のものを使うということで、議員おっしゃるとおり大変古いものを作動確認すればよかったです。当然、防火シャッターは学校施設のときには消防法の関係で点検をしていたということで、作動はできるものという思い込みがありました、正直。ですので、作動確認しなくて当初設計をしたと。ところが、やはりもう5年以上たっているということと、先ほど私も申しましたが、今の主流は煙を感知して防火のシャッターが作動すると。当時のこれは熱を感知するという型も当然、機能も古いわけです。そうすると、熱を感知するシャッター自体の製造が今もう行われなないということで、万が一ここで修理をしても、今後そういうメンテナンス上の部品もなくなるということで大変、作動確認せずにとということで、そこは申しわけなかったと思っております。

あと、どういう財源の内訳かということですが、今言ったシャッターにつきましては約140万円、調理室の関係の床を上げるのが150万円、ダクトの変更によるカーテンが320万円、あと地域づくり協議会のエアコンの関係ですが、これが120万円、防災倉庫を体育館側に移設する関連での剪定等につきましては約60万円、あと駐車場の新たに樹木を伐採するものがございますが、こちらが80万円。すみません、さっきの防災倉庫と防災倉庫の周りの建物の関係ですが、こちら130万円です、伐採と移設については。

主なところではその金額でございますが、そのほか結構細かい変更の積み重ねがございます。一旦外した防球ネットを再設置するなど40万円、あと校庭にある昔の国旗掲揚のポールの撤去など新たに30万円などいろいろ細々したものを含めて1,800万円弱の増額をお願いするものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 細かなところでお話伺ったんですけれども、ちょっと計算し切れなから合計ちょっと予想外、今もろもろのこと言ったことを足すだけでこの1,781万円になりますか、ちょっとわからないんです。もっとどこか何百万円とかと大きなのがどんどん出てきたからこういう追加の契約になったのかなと思っただけけれども、今、部長の話ですと三百何十万円、140万円、120万円、150万円と足しても1,000万円行くかな行かないかなというぐらいだったんですけれども、ちょっとわかりませんか、大枠で。数字が合わない、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 細かくいろんな変更を積み上げていくということで、内装工事とか仕上げとかいろいろ設備工事とか積み上げていくとその数字になるということで、今、私申したのが比較的追加工事としての主な工事ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 当然終わらざるを得ないんだけど、最初の契約額よりもさらに追加ですよといったときに、今お話がなかったというか、途中で2回目あったんですけども、内装のいろんなもろもろをやるから、もろもろ足すと約1,800万円ですよということがわかったんですけども、当初のこの議案書をいただいたときの赤いところだけを足してこのくらいになるんだなという感覚で私受け取ったんです。そうすると、もっと追加する、本来の変更する前、契約金額とは違ったものがふえたという意味なんですよ。そうすると、クロス張るんでしょう、それらも含めてということでもいいんですね。何か増加する根拠がいまいち胸にすんと落ちないもので、お願いしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 図面でお示しさせていただいたのは、当初計上していないものを先ほど申したのが新たに追加したいというものでございます。例えば今後予定している舗装工事につきましても、コンクリートの縁石が163メートルが233メートルに延ばさざるを得ないとか、新たに先ほどの防災倉庫を移設するに当たりましてアスファルト舗装を追加したり等々、それぞれ当初予定していた工種について数量が若干変わってくる可能性があるというものを積み上げていくと、この今回変更する1,700万円程度の増額になるというものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論を求める発言がありましたので、これより暫時休憩いたします。この休憩中に討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから討論を行います。

まず、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第94号 工事請負契約の変更について、反対討論させていただきます。

まず第1点、桜の木の伐採が進められると、何本伐採するのかわかりませんが、この桜の木については、恐らく湯ヶ島小学校の皆さんには思い入れがあるんじゃないかと思うんです。桜に限らず、植栽されたものは全部管理が必要なんです。ぜひ管理をしていただきたい。それで、100年でも200年でも生きられるようにやっているところあるんだから、そんな葉っぱが落ちて掃除が大変だ、確かに大変でしょう。その桜堤の桜の掃除なんて駅北の皆さん、一生懸命やっている、毎日のようにやっている、桜の葉っぱが山のようにになっている、誰かあれ片してやるといいと思うんですけれども。

ぜひ樹木は切るなら切ってもいいけれども、それに倍するものを植えてもらいたいんです、市長。特に私は天城湯ヶ島、あそこに桜の山があるでしょう、すぐそばに。ああいうところもあれで終わりにしないでどンドン山全体、あそこの小学校跡地の後ろ、全部桜で覆うようなまちづくりをしていただきたいと思うんです。そんな考えはないんだと思いますけれども、まず今ある桜はできるだけ残してもらいたい。そして、残るように手入れしてもらいたい、議案から外れるなんて言われるかもしれないですけども、手入れしなきゃだめです。

それから、幾つかずっとあるんですが、あと2つ問題にしたい。

防火シャッター使うんですか。いいですよ、そのぐらい利用が多いというんだったら防火シャッターも必要でしょう。もし今の利用状況だったら、防火シャッター要らないんじゃないんですか。そういうことも含めて考えてもらいたいんです。

エアコン120万円で入れると、地域づくり協議会ですか、地域づくり協議会で部屋を持っていて、エアコンが入るなんて非常に恵まれた地域だなと思うんですけども、皆さんの地域でそんな特別専用の施設を持っている地域づくり協議会があるんでしょうか。エアコンつけるなどは言わないですけども、つけるんだったら活用してもらいたい。月に二、三回協議会で活用していますというんだたらいいですけども、ちょっとそれ無理なんじゃないかと思うんですけども、余り無駄な投資はしてもらいたくない。

私はふだん市民の皆さんからあれやってほしい、これやってほしいというお話を伺うんですけども、そのときの答えは伊豆市はお金がないんじゃないんだよと、どンドン言ってく

ださいと言うんですけども、市民の皆さんはもうはなからお金がないんだと思っているんです。だから、言ってもやってもらえないんだと。そういう一方で、こうやって本当に使うのかわからないような物件にお金を投入するということについては、やはり問題があるんじゃないかと思います。

よって、反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） これで討論を終結いたします。

これより議案第94号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○副議長（永岡康司君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（永岡康司君） ただいま議長、三田忠男議員から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（永岡康司君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（永岡康司君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三田忠男議員の退場を求めます。

〔8番 三田忠男君退場〕

○副議長（永岡康司君） それでは、職員により辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、朗読させていただきます。

平成30年11月1日、伊豆市議会副議長、永岡康司様。

伊豆市議会議長、三田忠男。

辞職願。

私事、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

○副議長（永岡康司君） お諮りします。

三田忠男議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（永岡康司君） 異議なしと認めます。

よって、三田忠男議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

三田忠男議員の入場を許可します。

〔8番 三田忠男君入場〕

○副議長（永岡康司君） ここで前議長、三田忠男議員から発言を求められておりますので、これを許します。

三田忠男議員。

〔8番 三田忠男君登壇〕

○8番（三田忠男君） 2年間、皆さんの御推挙により議長職を務めてきました。住民の福利厚生のため、議会がどうあるべきか考えてきたつもりです。私の議長の間、いろいろなことがありましたですが、議会力をさらにアップして、住民のためにもっともっとよりよいものをつくり上げる議会であってほしいと思います。長い間ありがとうございました。
(拍手)

○副議長（永岡康司君） 三田前議長、御苦労さまでした。

◎日程の追加

○副議長（永岡康司君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（永岡康司君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し……

〔「立候補させなさい」と言う人あり〕

休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

○副議長（永岡康司君） 休憩を閉じて、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（永岡康司君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（永岡康司君） ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。よろしくお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（永岡康司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（永岡康司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（永岡康司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席順1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（永岡康司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（永岡康司君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、7番、杉山武司議員及び8番、三田忠男議員を指名いたします。

杉山武司議員、三田忠男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（永岡康司君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち、三田忠男議員 8票

小長谷順二議員 7票

森 良雄議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、三田忠男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（永岡康司君） ただいま議長に当選されました三田忠男議員が議場にいらっしゃいますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

三田忠男議員、議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 三田忠男君登壇〕

○議長（三田忠男君） 2年間には皆さんに非常にお世話になりまして、私も議会人としてかつ同じ仲間の同士の皆さんとともに活動してきましたので、議会基本条例及び議会倫理条例あるいは内規等遵守していきたいという立場でございました。

辞職は一旦いたしましたのですが、皆さんの8票という僅差ではございますが、非常に苦慮しておりますが、信任をいただきましたので、引き続き議長をさせていただければ幸いです。

ただ、住民の皆さんにとって余り議会がごたごたする、あるいは住民の皆さんの意向を踏まえたような議会でないことは非常に不幸なことでございますので、そういった議会運営に非常に私に協力いただけるという前提を私が勝手に解釈いたしまして、承諾させていただければ幸いです。

また、事が何かあったときには、私の議会運営の未熟さということでの責任のとり方も今後考えておりますので、その節はまた皆さんの御配慮をいただければと思います。自己矛盾も多少起こしておりますが、引き続き議長をさせていただければ幸いです。ありがとうございます。

○副議長（永岡康司君） それでは、三田忠男議長、議長席におつきをお願いします。

私は退席します。ありがとうございました。

○議長（三田忠男君） それでは、引き続き会議を継続いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） ただいま副議長、永岡康司議員から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、永岡康司議員の退場を求めます。

〔10番 永岡康司君退場〕

○議長（三田忠男君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、朗読させていただきます。

平成30年11月1日、伊豆市議会議長、三田忠男様。

伊豆市議会副議長、永岡康司。

辞職願。

私事、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） お諮りします。

永岡康司議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、永岡康司議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

永岡康司議員の入場を許可します。

〔10番 永岡康司君入場〕

○議長（三田忠男君） ここで前副議長、永岡康司議員から発言を求められておりますので、これを許します。

永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） 永岡康司でございます。

2年前に副議長の任を受けまして2年間一生懸命頑張ってきました。三田議長とともに多くの議会に参加させてもらって、いろんな勉強をさせてもらいました。その中で議会二元代表制の本当の重要性というものを十分勉強してまいりました。皆さんとともに、これから伊豆市の議会を円滑に進めるためにも本当にこれからもよろしく申し上げます。私は2年間、ふつつかでしたけれども、頑張ってきたつもりです。どうも長い間ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三田忠男君） 永岡前副議長、御苦労さまでございました。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） ただいま副議長が欠けましたので、お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（三田忠男君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。少々お待ちください。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田忠男君） ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田忠男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（三田忠男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支

障がないと思われまますので、議席番号順に1番の議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、9番、青木靖議員及び10番、永岡康司議員を指名いたします。

青木議員、永岡議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（三田忠男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票のうち、小長谷朗夫議員 10票

小長谷順二議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小長谷朗夫議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。少しお待ちください。

〔議場開鎖〕

○議長（三田忠男君） ただいま副議長に当選されました小長谷朗夫議員が議場にいらっしゃいますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小長谷朗夫議員、副議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 小長谷朗夫君登壇〕

○副議長（小長谷朗夫君） 失礼いたします。

御指名ですので、一言御挨拶を申し上げます。

実は、私、議員になったときに、この職を将来やるなんていうことは毛頭考えておりませんでした。しかしながら、ここずっとやってきた過程の中で後半の2年間、これをもし信任されていたならば私は受けて、やっぱり邁進しなきゃいけないなとそんなふうに考えて今それが正直な心境でございます。

現職から私の自分の生き方というのは好むと好まざるとにかかわらず、与えられた仕事はやっぱりしっかりやろうというのがそれが生き方でございますので、そんな意味からも今

後やっていきたいなと考えております。

ただ、副議長という副をちょっと頭の中でイメージしますと、副にはどんな意味があるんだろうかといいますと、控えること、控える者というのがあの字には挟まっております。ですから、当然補佐役という言葉がその後に出てくるわけですが、先ほど新任をしました三田議長が今後いろんな意味で提案、提唱をなさると思います。それが一つでも実現できれば、私はいいなというふうな思いで議長を支えて今後やっていくつもりでおりますので、ぜひ皆さん御協力をお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、これはここで言わなくてもいいことなんです、去年の文教以来ずっと、割かし議会を見ていたときに私の目からはしこりがあるなと正直申し上げます、そんな感じもいたしました。ですが、そういうものをやはり払拭して、16人の議員がやっぱり自由な立場でいろいろ今後議論を交わしていけたら、私は一番いい議会になるんじゃないかなとそんなふうにご期待しております。ぜひまた御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時57分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（三田忠男君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第3条による任期満了に伴う常任委員会委員の選任については同条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

それでは、議事日程の都合によりお昼の休憩にいたします。

再開は1時からといたします。

休憩 午前 11時58分
再開 午後 0時47分

○議長（三田忠男君） それでは、昼の休憩を閉じ、次の議事運営に入ります。

それでは、各常任委員はそれぞれ委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、休憩中に決めていただければと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時47分
再開 午後 1時40分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○議長（三田忠男君） 休憩中、各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、報告させていただきます。

総務経済委員会委員長に杉山武司議員、副委員長に下山祥二議員。
教育厚生委員会委員長に木村建一議員、副委員長に鈴木正人議員。
以上でございます。

○議長（三田忠男君） よろしく願いいたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（三田忠男君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

委員会条例第3条による任期満了に伴う議会運営委員の選任については同条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分
再開 午後 1時42分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり御指名いたします。

それでは、議会運営委員会委員の皆様は休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時48分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会委員長には小長谷順二議員、副委員長には永岡康司議員にお願いすることになりました。

以上です。

◎議会改革推進特別委員会委員の選任について

○議長（三田忠男君） 日程第10、議会改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会改革推進特別委員会委員の皆様は休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中、議会改革推進特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（浅田茂治君） それでは、報告させていただきます。

議会改革推進特別委員会の委員長には山口繁議員、副委員長には波多野靖明議員。

以上でございます。

◎一部事務組合議会議員の選挙について

○議長（三田忠男君） 日程第11、一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、一部事務組合議会議員の指名をいたします。指名につきましては、お手元に配付のとおりであります。ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選された方々が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（三田忠男君） 次に、日程第12、閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。
お諮りいたします。

総務経済委員会及び教育厚生委員会の委員長、議会運営委員会委員長及び議会改革推進特別委員会委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。申し出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査は承認されました。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本臨時会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして平成30年第2回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

前 副 議 長 永 岡 康 司

署 名 議 員 鈴 木 正 人

署 名 議 員 下 山 祥 二